

# 運送業務委託契約書

委託者〇〇〇〇(以下「甲」という)と受託者〇〇〇〇(以下「乙」という)は、甲が指定する荷物の運送業務(以下「委託業務」という。詳細は第2条に定める)の委託にあたり、以下のとおり運送業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(総則)

- 甲は、本契約に定めるところに従い、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 本契約に定める業務委託は、準委任契約とする。

## 第2条(委託業務)

委託業務について、次のとおりとする。

### (1) 委託期間

令和〇年〇月〇日から〇年間とする。ただし、委託期間満了の3か月前までにいずれの当事者からも委託終了の意思表示がなされない限り、委託期間はさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

### (2) 委託業務内容

甲が指定する荷物を〇〇〇(住所:〇〇)にて受取り、甲が指定した日時までに、甲が指定する場所へ運送し納品する業務、及びこれに付随する業務(以下、「付随業務」という)。

具体的な荷物および運送場所等については発注書に従う。

### (3) 善管注意義務

乙は、委託業務及び運送する荷物の扱いに関して、善良なる管理者の注意をもって誠実に対応するものとする。

### (4) 遂行状況の報告

乙は、甲からの求めに応じて委託業務の遂行状況を都度報告するものとする。

### (5) 委託業務の変更

委託業務を変更する場合は、事前に相手方と協議の上、書面によって変更を合意するものとする。

### (6) 交通事情などによる遅延

乙は、当日の交通事情などにより、甲が指定した運送・納品日時に遅延する恐れがあると判断したときは、あらかじめ甲と合意したうえで、合理的な範囲で運送・納品日時を変更することができる。

### (7) その他の条件

〇〇〇〇

## 第3条(委託料の支払い)

- 甲は乙に対して、委託業務を完了したことの対価として、【別紙】料金表に記載の委託料を支払うものとする。
- 前項の委託料が、経済情勢の変動、燃料の高騰、公租公課の変更、その他の事由により不相当となった場合には、甲乙で協議のうえこれを改定することができる。
- 乙は、当月に完了した発注書に記載の個々の委託業務については、合算して翌月〇日までに委託料を請求し、甲は、乙からの請求に基づき、請求書受領日の翌月〇日までに乙が指定する銀行口座への振込によって委託料を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。ただし、発注書に特段の定めがある場合にはこれに従う。

## 第4条(委託料に関する特則)

- 前条に定める委託料には、委託業務にかかる一切の報酬に加え、費用(運送に掛かるガ

ソリン代・電気代・車両費など)を含むものとする。ただし、委託業務の遂行のために必要となる乙の諸費用について、予め乙が甲に申し出て、甲が承諾したものに限り甲の負担とするができる者とする。ただし、発注書に特段の定めがある場合にはこれに従う。

2. 以下に定める付随業務については、これが付随する運送業務の完了を条件として、前条の委託料に記載の金額を上乗せして支払うものとする。ただし、発注書に特段の定めがある場合にはこれに従う。なお、請求及び支払方法については前条に従う。
  - ・甲の指示による待機: 一時間当たり〇円
  - ・甲の指示による荷積み、荷下し、荷造り: 一時間当たり〇円
  - ・その他甲の指示による付随業務で、事前に合意したもの: 事前に合意した金額

### 第5条(危険物の申告)

甲は、運送する荷物が危険物である、あるいは指定可燃部である場合にはあらかじめ乙に対してその旨の告知をものとする。

- ### 第6条(関係法令の遵守等)
1. 乙は、委託業務の遂行にあたっては、交通法規をはじめ、自らに適用のある関連する諸法令・諸規則を遵守し、これに従わなければならないものとする。
  2. 仮に乙による委託業務の遂行にあたって諸法令・諸規則に違反したことが判明した場合には、乙は直ちに甲へその旨および内容を報告し、対応を甲と協議するものとする。
  3. 甲が乙に提供する委託業務の遂行に必要な資料もしくは情報に誤りがあった場合など、甲の責に帰すべき事由のために委託業務の進捗またはその内容に支障が生じたときは、乙は、これらに対して責任を負わない。

### 第7条(交通事故)

委託業務の遂行上で発生した交通事故については、乙が責任をもって処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。交通事故発生時には、乙は警察及び甲、その他必要な機関にただちに連絡するものとする。

### 第8条(代理、再委託)

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、甲の商号若しくは商標を利用してはならない。また、乙は、いかなる場合においても甲の代理人かのごとく振舞わずかつ第三者と契約行為をなさないものとする。
2. 乙は、委託業務の遂行にあたり、甲の事前の書面による承諾を得ることを条件として、第三者に委託業務の全部または一部を再委託できるものとする。ただし、乙は、本契約における乙の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の責により発生した損害について、乙は甲に対してその責を負うものとする。

### 第9条(運送保険への加入)

乙は、委託業務を遂行するにあたり、運送保険(積荷保険)に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

### 第10条(営業秘密)

1. 甲及び乙は、委託業務に関して知りえた相手方の営業秘密を善良なる管理者としての注意義務をもって管理するものとし、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、営業秘密を第三者に漏洩し又は開示してはならず、また、委託業務以外の用途に使用してはならないものとする。

ただし、次の各号に該当するものは営業秘密にあたらぬものとする。

なお、本契約において、営業秘密とは、委託業務に関して知り得た相手方の技術上・営業上・経営上の一切の情報のうち、相手方から文書等で開示されたものについては秘密である旨の表示がされた情報、口頭によって開示されたものについては開示者により開示時に営業秘密である旨告知され、かつ開示後〇〇日以内に書面で当該情報が秘密である旨が明示された情報をいうものとする。

- (1) 相手方から知得する以前に既に所有していたもの
  - (2) 相手方から知得する以前に既に公知となっていたもの
  - (3) 相手方から知得した後に、自己の責に帰し得ない理由により公知となったもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に知得したもの
  - (5) 相手方の営業秘密を使用することなく自ら開発若しくは取得したもの
2. 前項の定めにかかわらず、甲または乙は、法令、政府機関または司法機関の命令により開示が要求された営業秘密を、その要求された目的及び必要の範囲に限り開示することができる。ただし、緊急若しくはやむを得ない場合を除き、その開示に先立って相手方に対して通知するものとする。
  3. 甲及び乙は、本契約の終了後に相手方の要請を受けた場合、それまでに相手方から入手した一切の営業秘密(これが記録された紙面などの有形物、電磁的データなどの無形物を含む)を返還又は廃棄するものとする。
  4. 前項の場合において、複製・複写・電子化された営業秘密がある場合には、受領当事者の責任により複製・複写・電子化された営業秘密を廃棄するものとする。
  5. 甲および乙は、委託業務及び本契約の内容や存在についても、営業秘密と同等に取り扱うものとする。

#### 第11条(損害賠償)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことによって、または、本契約に要求される義務を履行しなかったことによって損害を被った場合には、その被った損害(民法第416条各項に定める範囲とする)を、本契約の委託料相当額を上限として賠償することを相手方に求めることができる。ただし、相手方の故意または重過失に起因する場合、および、前条違反の場合については、当該上限の定めを適用しないものとする。
2. 前条に関わらず、甲が第5条に定める事前告知を行わなかった場合には、甲は、故意過失の有無を問わずそれにより乙が被った損害を賠償するものとする。

#### 第12条(契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、その是正を書面で催告したにもかかわらず、〇日以内にその違反が是正されなかった場合には、その後何らの催告手続きも要せずに本契約を解除できるものとする。
2. 甲及び乙は、相手方に次の各号に該当する事由のいずれかが生じた場合には、何らの通知または催告を要せずに本契約を解除できるものとする。
  - (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
  - (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
  - (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
  - (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
  - (5) 前各号に準ずる経営を著しく困難とする事項が生じたとき
3. 前二項の定めにより本契約が解除された場合、解除した当事者は、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。なお、この場合の損害賠償の諸条件は前条に従う。

### 第13条(権利義務の譲渡の禁止)

甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約上の地位又はこれに基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡その他の処分をしてはならないものとする。

### 第14条(契約有効期間)

1. 本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日より〇年間とする。ただし、契約期間満了の3か月前までにいずれの当事者からも契約終了の意思表示がなされない限り、契約期間はさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、第10条(営業秘密)、第11条(損害賠償)、第13条(権利義務の譲渡の禁止)、第16条(協議)、第17条(準拠法)、第18条(裁判管轄)、及び本条の規定は、有効期間終了後もその効力を有するものとする。

### 第15条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項について、相手方に対して、表明・保証するとともに、その故意・過失を問わずかかるこれに違反した場合には、本契約に基づく取引が停止されることがあり得ることを異議なく承諾する。第11条の定めにかかわらず、かかる取引停止によって生じた一切の損害は、本条の表明・保証に違反した当事者が賠償しなければならないものとする。
  - ① 自ら(その役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他の反社会的な勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、将来においてもこれに該当しないこと。
  - ② 自らが、反社会的勢力が経営を支配、又は経営に実質的に関与している法人等ではないこと
  - ③ 自らが反社会的勢力を利用していないこと
  - ④ 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
  - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、不当な要求行為、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損する行為等を行わないこと
  - ⑦ 前各号に準ずる状態となり、又は準ずる行為をすること
2. 乙は、委託業務を第三者に委託する場合には、その第三者が前項各号に該当しないことを表明・保証する。

### 第16条(協議)

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上これを決定するものとする。

### 第17条(準拠法)

本契約の準拠法は日本法とする。

**第18条(裁判管轄)**

本契約に関し、甲乙間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(甲)

(乙)

**【別紙】料金表**

(荷物や、運送距離等に応じた料金表を添付してください)

管理番号:〇〇  
発注日:〇年〇月〇日

## 発注書

〇〇〇 御中

住所:〇〇〇〇〇〇〇  
社名:〇〇〇〇〇〇〇  
役職名:〇〇〇〇〇〇〇  
氏名:〇〇〇(印)

〇〇〇年〇月〇日に締結した「運送業務委託契約書」に基づき、以下の通り発注いたしますので、諾否のご回答をお願い申し上げます。

荷物名	数量	受け取り場所、受取日	輸送先	委託料(税込)	希望配達日	備考
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		

委託料合計(税込):〇〇〇円

以上

## 注文請書

〇年〇月〇日

〇〇〇 御中

住所:〇〇〇〇〇〇〇  
社名:〇〇〇〇〇〇〇  
役職名:〇〇〇〇〇〇〇  
氏名:〇〇〇(印)

貴社ご作成の〇年〇月〇日付「注文書」(管理番号:〇)につきまして、ご注文をお請けいたしました。

以上